

入 札 説 明 書

企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務

本調達案件は、電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能を利用した入開札手続を取る。また、紙による入開札手続を取ることも可能とする。
URL <https://www.geps.go.jp/>

こども家庭庁 成育局 保育政策課 認可外保育施設担当室

目 次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所
6. 入札説明書及び仕様書の内容についての質問の受付及び回答
7. 技術等提案書等の提出期限及び場所
8. 入札及び開札の開催日時及び場所
9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
10. 入札保証金及び契約保証金
11. 入札書の記載方法等
12. 入札書の提出方法等
13. 入札の無効
14. 開札
15. 契約書作成の要否及び契約条項
16. 落札者等の決定方法
17. その他
18. 問い合わせ先

- 別紙様式 1 入札書
別紙様式 2 委任状
別紙様式 3 契約書（案）

- 別紙 暴力団排除に関する誓約事項
仕様書
技術提案書作成要領・総合評価基準書

入札説明書

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

(1) 契約担当官等 支出負担行為担当官

こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当) 久保倉 修

(2) 所属する部局 こども家庭庁成育局

(3) 所在地 〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務

(2) 仕様等 仕様書(別紙)のとおり

(3) 契約条項 契約書(案)(別紙様式3)のとおり

(4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所 仕様書(別紙)のとおり

3. 競争の方法

一般競争入札(総合評価落札方式)による。

4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度内閣府所管競争参加資格審査(全省庁統一資格)において「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(4) こども家庭庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 18-(1)に示す技術等提案書等を提出し、審査に合格した者であること。

5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所

(1) 入札説明書等は、以下の政府電子調達システム(GEPS)から入手(ダウンロード)することとする。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

(2) 紙による入札説明書等の交付を希望する場合は、以下の場所で交付する。

所在地 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 21階
こども家庭庁 成育局 保育政策課 認可外保育施設担当室
電話番号 03-6858-0129

6. 入札説明書及び仕様書の内容についての質問の受付及び回答

質問は、電話又は電子メールにより行うこと。

(1) 質問の受付担当課：本入札説明書 18 (1) に同じ。

(2) 質問の受付期間：令和7年1月16日(木)より、令和7年2月19日(水)まで
(平日：午前10時00分～午後5時00分)

7. 技術等提案書等の提出期限及び場所

(1) 提出期限 令和7年2月19日(水) 午後5時00分

(郵送および電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能による入札の場合も、同時刻までに必着のこと。)

(2) 場 所 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 21階
こども家庭庁 成育局 保育政策課 認可外保育施設担当室

8. 入札及び開札の開催日時及び場所

令和7年3月12日(水) 午後3時00分 こども家庭庁霞が関ビルディング 21階
第二会議室

入札は、技術等の審査の結果が合格となった者のみ行うことが可能である。技術等の審査の結果は、技術等提案書等の提出後、こども家庭庁から別途通知する。

電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能による入札の場合には、上記日時までに当該システムに定める手続に従い、入札書を提出しなければならない。通信状況により執行時刻までに当該システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

なお、システムの仕組み上、入札書を電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能を用いて提出する場合には、8.の技術等提案書等もシステムを利用して提出しておく必要があるので注意すること。技術等提案書等の合否判定が終了し、こども家庭庁から合格判定を受け取った後、システムに入札書を登録すること。(証明書等が多量の場合は、技術等提案書等を一旦紙媒体で提出のうえ、技術等提案書等の受領期限までに送り状(紙媒体で提出したことを記した書面(様式自由))を、システムを利用して提出することも可とする。)

また、入札書(別紙様式1)を郵送する場合は、令和7年3月12日(水)午前10時00分までに上記5(2)の場所に必着のこと。

9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

10. 入札保証金及び契約保証金
免除する。

11. 入札書の記載方法等

(1) 本入札においては、「企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務」の委託について調達を行うものとする。

(2) 入札者は、当該調達に要する一切の費用を含む総価を見積るものとする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

12. 入札書の提出方法等

(1) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者は、当該システム操作マニュアルを熟読のうえ、入札すること。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、入札書を電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により提出しなければならない。

ただし、電子入札によりがたい場合には、入札書を作成し、直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に入札件名及び入札日時を記載しなければならない。

(4) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の提出期限までに提出しなければならない。

- (5) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。
- (6) 入札参加者は、技術等提案書等提出時及び入札書提出時において、最新の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを一緒に提出しなければならない。
- また、代理人をして入札させるときは、入札書提出時において、その委任状（別紙様式2）を一緒に提出しなければならない。ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札をする場合、当該システムで定める利用者申請の手続をもってこれに代えることができるものとする。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- (8) 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札した場合を含む。）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別紙）に誓約したものとする。また、代理人をして入札した場合においても同様とする。

13. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のないもの
- (4) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (5) 明らかに連合によると認められる入札書
- (6) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (7) 前記 12（7）に違反した入札書
- (8) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (9) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出したものが、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書

14. 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立会わせて行う。
- (2) 電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には当該システムを利用している端末の前で待機すること。

(3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

(4) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格を下回る価格がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札を行った場合は、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

ただし、再度の入札をしても落札者がいないときは、入札を取りやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

15. 契約書作成の要否及び契約条項

(1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

契約書の作成は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で行うことができる。電子契約書の作成を希望する場合は、開札の日時までに電子事業者登録を完了させなければならない。

(2) 契約条項は、契約書（案）（別紙様式3）のとおりとする。なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で契約書を作成する場合には、別途電子契約書の条項による。

(3) 契約金額は、落札価格（前記 11（3）参照）とする。

16. 落札者等の決定方法

(1) 予算決算及び会計令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、技術等の要求要件のうち必須とされている項目の最低限の要求要件を全て満たしている者の中から総合得点（入札価格に対する得点及び技術等の評価に対する得点の合計）が最も高い者を落札者とする。

入札価格に対する得点とは、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分（技術等の要求要件のうち履行体制等の価格と同等に評価できる項目の得点配分と等しい）を乗じて得た値とする。

技術等の評価に対する得点とは、技術等評価表に基づき得られた値とする。

(2) 落札者となるべき者が二人以上ある時は、直ちにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. その他

(1) 技術等提案書等について

① 入札参加者は、本調達に関する専門的知識、技術及び創意等を示す技術等提

案書を、上記7の技術等提案書等提出期限までに提出しなければならない。

- ② 技術等提案書等の提出は、技術提案書作成要領・総合評価基準書（別紙）のとおり行うこととする。
- ③ 技術等提案書等の作成に要する費用は提出者の負担とする。
- ④ 支出負担行為担当官等から、提出された資料に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- ⑤ 支出負担行為担当官等は、提出された書類を本件以外に提出者に無断で使用する事は無い。
- ⑥ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑦ 一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。
- ⑧ 技術等提案書等は封筒に入れ封印し、かつその封皮に入札件名及び「技術等提案書等在中」と記載すること。

- (2) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書（種類別の単価、工数及び金額）及び代金の請求に係る銀行口座情報を作成し、支出負担行為担当官あてに提出すること。
- (3) 入札参加業者名、入札金額、総合得点等については、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））及び外部からの問い合わせ等に対し、公表することとする。
- (4) 落札者は、業務に関し再委託を要する場合には、落札決定後速やかに再委託申請書を提出し承認を受けること。なお、承認前に再委託が行われないよう、事前申請の徹底を図ること。
- (5) 不明な点は下記 18 に問い合わせることとし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の質問回答機能は使用しないこと。

18. 問い合わせ先

- (1) 入札説明書、契約および仕様書に関する事項

こども家庭庁 成育局 保育政策課 認可外保育施設担当室 梅本・倉田

電話番号 03-6858-0129

電子メール ninkagaihoikushisetsu.kijun@cfa.go.jp

- (2) 電子調達システム（政府電子調達（G E P S））に関する事項

電子調達システムヘルプデスク

電話番号 0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（I P 電話等をご利用の場合）

受付時間 8:30～18:30（平日）

URL https://www.geps.go.jp/contact_us

以 上

別紙様式1

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当) 殿

所 在 地

会 社 名

代表者又は

代理人等氏名

⑩

(※1)

業者コードNo.

(※2)

入札公告及び入札説明書承諾のうえ下記のとおり入札します。

記

1. 入札件名 「企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務」の委託
2. 入札金額 金 _____ 円 (総価(※3)・税抜き)

※1 別紙様式2-1及び2-2を使用し代理人等が入札する場合は、上記氏名欄に当該代理人等の氏名を記入し、その代理人等使用印鑑の押印をすること。(この場合 代表者印は不要。)代理人等が入札書を提出する時は、提出する本人(代理人等)の印が入札書に押されていないと「無効」となるので注意すること。

※2 業者コードは資格審査結果通知書(全省庁統一資格)に記載されている業者コードを記入すること。

※3 一切の費用を含む総価とする。

契 約 書

支出負担行為担当官こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、株式会社□□□□代表取締役△△△△（以下「乙」という。）とは、次の条項により「企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務」に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

（本契約の目的）

第2条 本契約では、別添「仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき行う、企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務（以下「本業務」という。）に関する事項を定めるものである。

2 乙は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（履行場所）

第3条 業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

2 乙は、乙が業務を履行するために必要な要件を満たす履行場所を、乙の負担であらかじめ用意するものとする。

3 甲は、必要に応じて、前項の履行場所を視閲することができるものとする。

4 前2項の履行場所の要件及び乙が当該履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、□□□, □□□円（内消費税額及び地方消費税額△, △△△円）の範囲内でこの委託事業に要した経費に相当する金額とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29

条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約保証金)

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(下請け、委託等の禁止)

第8条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ様式第1により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

4 第2項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

5 第2項ただし書にかかわらず、乙は、第20条第2項第13号から第17号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）と

することができない。

- 6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。
- 7 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。
 - (2) 正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。
- 8 前項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れない。

(応札条件の維持)

第9条 乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

- 第10条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者の開示し、または使用させてはならない。
 - 3 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
 - 4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
 - 5 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙1の取扱い

を遵守しなければならない。

6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第 11 条 本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(服務等)

第 12 条 乙は、業務を行うに当たっては、甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

2 乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

3 甲は、乙の従事者が不相当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができる。

4 乙は業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲に通知するものとする。

(監督等)

第 13 条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

3 甲は、第 8 条第 2 項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

第 14 条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(期間の延長)

第 15 条 乙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延

長を求めることができる。

- 2 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 乙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に定める率の遅延損害金を納付するものとする。
- 5 前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（検査）

第16条 乙は、本業務を終了したときには、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員をして検査を行わなければならない。
- 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
- 4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 5 検査の結果不合格の場合、乙は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
- 6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（契約金額の請求及び支払）

第17条 乙は、本業務を完了したときは、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、契約金額の支払を甲に請求するものとする。

- 2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に、乙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
- 4 前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。
- 5 乙が概算払による支払を要望する場合は、甲は乙の資力及び業務の内容等

を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には、四半期ごとに乙の請求により、国の支払計画承認額の範囲内で概算払をすることができる。

- 6 乙は、前項の概算払を請求するときは、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による概算払請求書を甲に提出するものとする。この場合において、甲は乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。
- 7 甲は、前項の規定に基づき概算払を行った場合で額を確定した結果、残額が生じた時は、乙に対してその残額の返還を命じるものとする。
- 8 乙は、前項の返還命令を受けたときは、これに従いその残額を返還しなければならない。また、概算払を受けた額の取扱いから生じた預金利息についても返還命令に従って返還しなければならない。

(業務完了後における説明等)

第18条 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約不適合責任)

第19条 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換若又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害(以下「損害等」という。)で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。

(1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用

(2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用

(3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、そ

の結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用

- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第4項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（解 除）

第20条 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、その事由により乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
 - (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。

- (6) 第16条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は同条に規定する甲の請求に応じないとき。
 - (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
 - (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
 - (11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (12) 解散の決議をしたとき。
 - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 3 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、契約金額の1

00分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

- 4 乙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第1項の解除をしない場合でも、乙に対して契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 5 前2項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(本契約の任意解約等)

- 第21条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
 - (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
 - 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第22条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令(独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。)を行い、当該納付

命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

(2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第25条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(調査)

第24条 甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

2 乙は、前項に規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

4 前項の場合において、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償を免れないものとする。

(損害賠償)

第25条 乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲が国民等に支払いを要する金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(賠償金等の徴収)

第 26 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 3373 号）」に定める率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 3373 号）」に定める率で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(不当介入に関する通報・報告)

第 27 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第 28 条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(法律、規格等の遵守)

第 29 条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(補則)

第 30 条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2-5
支出負担行為担当官
こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）
○ ○ ○ ○

乙 【 落 札 者 】

(別紙1)

個人情報に関する取扱い (第10条第5項)

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

- 2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

- 2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

(1) 個人情報の取扱い責任者

(2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者

(3) 個人情報の授受、移送方法

(4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法

(5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法

(6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。
- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙1と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙1上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。
- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が

是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

様式第 1

令和※年※月※日

支出負担行為担当官

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 殿

名 称
代表者氏名 印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式第2

令和※年※月※日

支出負担行為担当官

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 殿

名 称
代表者氏名 印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

※本様式は再委託先を変更する場合に、乙が甲に提出しなければならない。

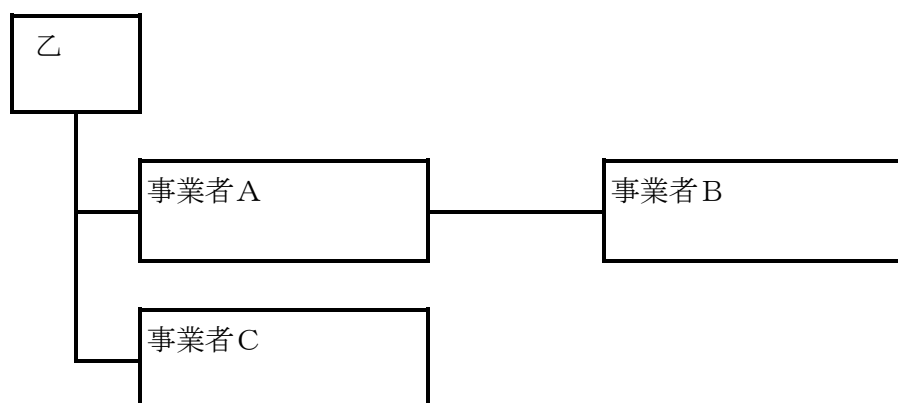
様式第3 履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

| 事業者名 | 住所 | 契約金額 | 業務の範囲 |
|------|-----------|------|-------|
| A | 東京都〇〇区・・・ | 円 | |
| B | | | |



※本様式は再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に、乙が甲に提出しなければならない。

様式第 4

令和※年※月※日

支出負担行為担当官

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 殿

名 称
代表者氏名 印

履行体制図変更届出書

下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

※本様式は様式第 3 の履行体制図に変更がある場合に、乙が甲に提出しなければならない。

様式第5

令和※年※月※日

検査職員

〇〇〇〇 殿

(住所)

(氏名)

印

業 務 完 了 報 告 書

1. 契約件名 企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務
2. 履行期間 令和〇〇年〇月〇日から令和8年3月31日

上記の業務について、令和 年 月 日をもって完了したので、本件契約書第16条に基づき報告します。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。